

賛助会員関係事務処理規程

(公社)京都府青少年育成協会

1 趣 旨

この規程は、定款第5条第2項の「賛助会員」に係る事務処理について必要なことを定める。

2 賛助会員資格の取得

- (1) (公社)京都府青少年育成協会の趣旨、目的に賛同し、賛助会員になろうとするものは所定用紙により、育成協会会長に申込みのものとする。
- (2) 前項の申込みをする際は、年額一口2千円以上を納入して、特別の援助、協力をするものとする。

3 賛助会員の権限等

- (1) 会長は、賛助会員に対して、毎年度の育成協会の事業計画概要及びこれに伴う収支予算並びに収支決算を報告するものとする。
- (2) 賛助会員は、前項の報告に基づき、育成協会の事業の運営について意見をのべることができる。

4 特 典

- (1) 育成協会が刊行する機関紙「わかもの京都」及び青少年に関する各種情報や解説資料等の配布を受ける。
- (2) 育成協会が開催する行事及び研究会に招待される。
- (3) 賛助会員に「賛助会員証」を交付する。
- (4) 賛助会員名を機関紙等で紹介する。

5 賛助会費の使途

- (1) 青少年の社会参加活動の促進に関する事業
- (2) 明るい家庭づくりに関する事業
- (3) 地域における青少年育成の支援に関する事業
- (4) 青少年リーダー及び青少年育成指導者の養成に関する事業
- (5) 青少年健全育成運動の啓発及び非行防止活動に関する事業
- (6) 基金準備金積立金事業

6 退 会

- (1) 賛助会員が退会するときは、会長に退会届を提出するとともに賛助会員証を返還するものとする。
- (2) 賛助会員が会費を3年以上滞納したときは、退会したものとみなす。

7 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

(附 則) この規程は、平成 7年4月1日から施行する。

(附 則) この規程は、平成13年6月1日から施行する。